

ふたりの「ナミカワ」——七宝の変貌



9 七宝舞楽図花瓶

並河靖之

一点

明治十年（一八七七）

有線七宝

花瓶・九・六×二二・〇×三三・〇



京都の七宝家・並河靖之（一八四五～一九二七）が、明治十年（一八七七）に開催された第一回内閣勸業博覧会に出品した作品。中国の古代銅器にルーツをもつ尊形の器形で、首部・胴部・裾部それぞれ四面ずつに分割し、各面に舞楽で用いられる楽器や装束を着た舞人を有線七宝で表わしている。

有線七宝とは銅などの金属で器胎を作り、その表面にガラス質の七宝釉をほどこす際に、図様の輪郭線となる部分や異なる色味の釉薬を区画するために、テーパー状の金属線（植線と呼ぶ）を器胎に貼り付けて表わす技法である。本作品は制作年が明らかでないが、並河の基準作例として知られるが、また植線の厚みは太く一定で、釉薬には艶やかな透明感が見られない。しかし、地文様の桐唐草文を埋める釉薬は、白地を主体に赤の粒が入り交じりつつ、全体にやや透明感もある複雑な色合いの黄褐色を呈し、所々に黒色の釉薬も見られるほか、茶金石と思われる金色の輝きをもつ断片を釉中に見つけることができる。口縁と高台には桐唐草文を線刻した赤銅の覆輪がつき、さらに桐唐草文様蒔絵の木製台が附属する。底裏に彫銘「大日本西京並河靖之」がある。並河は本作品を含む「七宝諸器」によって、同博覧会で鳳紋賞牌を受賞した。同様の尊形の器形や絵画的な舞楽図様の作例は、他の同時代の七宝作品には類例が見られず、その点でも並河の非凡さを表わしていると言えよう。

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

明治美術の一断面——研ぎ澄まされた技と美

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 82

編集 宮内庁三の丸尚蔵館
制作 株式会社 東京美術
翻訳 黒川廣子
発行 宮内庁
平成三十年十一月三日発行

© 2018, The Museum of the Imperial Collections, Sanjōmaru Shōzokan